

予算特別委員会会議録

○開 会 平成31年 2月28日 午前10:01

○散 会 午前11:00

○出席委員（18名）

1番 鈴木 壮二	2番 戸田 俊樹	3番 菅原 理恵子
4番 瓜生 望	5番 鈴木 斌次郎	6番 佐藤 敏雄
7番 鑑 仁志	8番 中川 光博	9番 澤井 昭二郎
10番 佐藤 義久	11番 伊藤 正吉	12番 藤原 典男
13番 堀井 克見	14番 菅原 秀雄	15番 小林 悟
16番 大谷 貞廣	17番 児玉 春雄	18番 西村 武

○欠席委員

なし

○説明のための出席者

市 長 藤原 一成	副 市 長 栗山 隆昌
教 育 長 工藤 素子	総 務 部 長 菅原 靖仁
市民福祉部長 伊藤 巧	福祉事務所長 鑑 孝子
産業建設部長 児玉 正生	水道局長 藤原 久基
教 育 部 長 菅原 剛	総 務 課 長 米谷 裕二
企画政策課長 千葉 秀樹	財 政 課 長 伊藤 貢
税 務 課 長 櫻庭 輝雄	市 民 課 長 菅生 恵子
クリーンセンター長 今井 祐一	長寿社会課長 鈴木 学
社会福祉課長 筒井 弥生	健康推進課長 仲山 和法
産 業 課 長 櫻庭 春樹	都市建設課長 渋谷 一春
上下水道課長 畠山 修	会計管理者兼会計課長 児玉 亮悦
農業委員会事務局長 石川 学	学校教育課長 山田 敬輔
幼児教育課長 櫻庭 仁	文化スポーツ課長 鈴木 健二
公民館長兼図書館長 澁谷 豊	選挙管理委員会・監査委員事務局長 宮崎 久春

○議会議務局職員出席者

議会議務局長 門 間 正 博

議会議務局次長 伊 藤 国 栄

予算特別委員会会議録

平成31年2月28日（1日目）午前10時01分開会

1. 議案審査（補足説明・質疑）

- 議案第11号 平成30年度潟上市一般会計補正予算（第8号）（案）について
- 議案第12号 平成30年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）（案）について
- 議案第13号 平成30年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（案）について
- 議案第14号 平成30年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）（案）について
- 議案第15号 平成30年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第5号）（案）について
- 議案第16号 平成30年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 議案第17号 平成30年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 議案第18号 平成30年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 議案第19号 平成30年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 議案第20号 平成31年度潟上市一般会計予算（案）について
- 議案第21号 平成31年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について
- 議案第22号 平成31年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について
- 議案第23号 平成31年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について
- 議案第24号 平成31年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について
- 議案第25号 平成31年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について
- 議案第26号 平成31年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について
- 議案第27号 平成31年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について
- 議案第28号 平成31年度潟上市水道事業会計予算（案）について
- 議案第29号 平成31年度潟上市下水道事業会計予算（案）について

2. 散会

午前10時01分 開会

○委員長（鈴木斌次郎） おはようございます。

ただいまの出席委員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これから予算特別委員会を開会します。

今回初めての委員長でございますので不慣れではありますが、皆様のご協力のほど宜しくお願い致します。

それでは、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

議案審査を行います。

大綱質疑については原則として款項までとし、所属する分科会の所管事項については質疑はできませんので、宜しくお願いします。

また、委員の質疑時間は、1人15分以内3回までとします。

【議案第11号 平成30年度潟上市一般会計補正予算（第8号）（案）について】

○委員長（鈴木斌次郎） はじめに、議案第11号、平成30年度潟上市一般会計補正予算（第8号）（案）についてを議題とします。

議案第11号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木斌次郎） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、それぞれ所管の分科会で詳細審査をお願いします。

【議案第12号 平成30年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）（案）について】

○委員長（鈴木斌次郎） 次に、議案第12号、平成30年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）（案）についてを議題とします。

議案第12号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原委員。

○12番（藤原典男） 4ページの歳出のところの基金積立金なんですけれども、補正額が大きいということで感じておりますけれども、これに対する評価はどのようになっているのか。例えば、この額というのは医療費の1カ月分だとか2カ月分だとか、この額があれば次回は国民健康保険税を減額できるとかというふうなところの評価を含めて、見解をお願いしたいと思います。

○委員長（鈴木斌次郎） 伊藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（伊藤 巧） 藤原委員の質問にお答え致します。

今回の国民健康保険事業特別会計の補正は、留保財源をすべてあらわした補正となっております。

議員ご承知のとおり、国保法が改正されました。財政運営の主体が県に移管されたことは周知のとおりであります。このことによりまして創設されたのが、事業費納付金の創設です。いわば分布金の形を成しておりまして、県から示された額を市町村が毎年納めていくと、そういう形に変わっております。

それからポイントとなりますのは、近い将来、全県一律の標準税率にやがてなります。県はそのベクトルをまだ示してございませんが、関西の方では7府県ほど既にその態度を明らかにしております。秋田県もこの後どうしていくのかというそういう方向性が示されると思います。この基金の2億円は、まずこれへの備えでございます。現在の税率より、標準税率になった場合、高くなった場合に対応できないと、そういう意味合いでございます。

4億円の留保があるわけで、残りの2億円の留保財源につきましては、今後の医療費の動向を見ながら、できるものであればその引き下げも視野に入れて検討してまいりたいと、そう考えております。

以上です。

○委員長（鈴木斌次郎） 12番、再質問ありますか。12番藤原委員。

○12番（藤原典男） 大体わかりましたけれども、この2億円というのは、じゃあ医療費の何カ月分に相当するとか、それから、この額ではまだ国民健康保険税を減額するまでにはまだちょっと遠い額なんだとか、そこら辺の見解も含めてもう一度お願いします。

○委員長（鈴木斌次郎） 伊藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（伊藤 巧） お答え致します。

先ほど申しあげました新しくつくられた事業費納付金でございますが、初年度はおおむね7億円。で、本年度、この県の作業がかなり遅れておりまして、先般判明したわけですが、この事業費納付金は2種類ございまして、保険料方式と納付金方式。で、秋田県はこの納付金方式を採用しておるわけですが、結果的に去年より額が上がっておるといことがまず一つ既成事実です。で、その引き下げの件につきましては、まず、我々予算編成するときはまず半分くらいしか過ぎてない時点で次年度の予算編成をしなくちゃいけないと、そういう事情がまず一つございます。それでワンクール回るまでには翌

年度にまで食い込んでしまうと。まあこれも委員ご承知のとおりでございますが、そういうところを見ながら、その医療費の動向も、まあ被保数も減ってきておりますので、過去データもなかなか信憑性に欠ける部分もございますので、そういうところを見極めながら今後引き下げについても検討していきたいと、そういうことでございます。

以上です。

○委員長（鈴木斌次郎） 12番藤原委員。

○12番（藤原典男） 引き下げの額については、これでは足りないというふうな、まあ今話聞いてわかりましたけれども、そうすると2億円というのは1カ月分の国保の医療費分になるのか、そこら辺についてもお聞きしてありますけれども、そこら辺はどうですか。

○委員長（鈴木斌次郎） いいですか。伊藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（伊藤 巧） お答え致します。

今ちょっと1カ月分の後ちょっと聞き取れなかったもので、もう一回教えていただきたいと思います。

○12番（藤原典男） この2億円の額というのは、1カ月分か2カ月分ぐらいの医療費の分だと思いますけれども、私はそのように思っていますが、それでよろしいですか。この基金の額の2億円のその額の何ていうんですか、性質というか、そこら辺伺いたい。

○市民福祉部長（伊藤 巧） 趣旨はわかりました。現在の本市の医療費、まあ国保の場合は、療養給付費と呼んでますが、療養給付費と療養費、それから高額療養費、そういう組み立てになっておりますが、それを合算しますと現在おおむね2億円、ご指摘のとおりでございます。

以上です。

○委員長（鈴木斌次郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木斌次郎） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生分科会で詳細審査をお願いします。

【議案第13号 平成30年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（案）について】

○委員長（鈴木斌次郎） 次に、議案第13号、平成30年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（案）についてを議題とします。

議案第13号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(鈴木斌次郎) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生分科会で詳細審査をお願いします。

【議案第14号 平成30年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第5号)(案)について】

○委員長(鈴木斌次郎) 次に、議案第14号、平成30年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第5号)(案)についてを議題とします。

議案第14号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(鈴木斌次郎) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生分科会で詳細審査をお願いします。

【議案第15号 平成30年度潟上市下水道事業特別会計補正予算(第5号)(案)について】

○委員長(鈴木斌次郎) 次に、議案第15号、平成30年度潟上市下水道事業特別会計補正予算(第5号)(案)についてを議題とします。

議案第15号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(鈴木斌次郎) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設分科会で詳細審査をお願いします。

【議案第16号 平成30年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算(第1号)(案)について】

○委員長(鈴木斌次郎) 次に、議案第16号、平成30年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算(第1号)(案)についてを議題とします。

議案第16号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(鈴木斌次郎) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設分科会で詳細審査をお願いします。

【議案第17号 平成30年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算(第1号)(案)について】

○委員長(鈴木斌次郎) 次に、議案第17号、平成30年度潟上市下虻川財産区特別会計補

正予算（第1号）（案）についてを議題とします。

議案第17号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木斌次郎） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教分科会で詳細審査をお願いします。

【議案第18号 平成30年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について】

○委員長（鈴木斌次郎） 次に、議案第18号、平成30年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）についてを議題とします。

議案第18号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木斌次郎） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教分科会で詳細審査をお願いします。

【議案第19号 平成30年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について】

○委員長（鈴木斌次郎） 次に、議案第19号、平成30年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）についてを議題とします。

議案第19号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木斌次郎） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教分科会で詳細審査をお願いします。

【議案第20号 平成31年度潟上市一般会計予算（案）について】

○委員長（鈴木斌次郎） 次に、議案第20号、平成31年度潟上市一般会計予算（案）についてを議題とします。

議案第20号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番中川委員。

○8番（中川光博） 予算書の54ページになります。天王こども園、仮称ですけれども、整備事業費7,651万円について質問をしたいと思います。

私の質問は大きく一つだけ質問したいと思ってますけれども、この整備事業費、協議会でもちょっと私も質問いろいろさせていただきましたけれども、結論から言うと、この提案を議会が議決するには、環境、あるいは条件、これがまだ整っていないのではな

いかなというのが私の質問の内容になります。申すまでもありませんけれども、かなり、今回は設計費ということですが、かなり大きな事業費になっていきます。当然280名ほどの子どもさんをしっかり預かる、安全・安心をしっかりと守り抜くという提案ですので、これやはり20年後、30年後、あるいは40年後までしっかりと政治が責任をもたなくてはならないなど、こういうふうに自分は思っております。

申すまでもありませんけれども、議案を提出していただくのが当局です。で、我々議会は、それをしっかりと検討して議決するわけですが、その未来への政治の責任という大きな観点で見ると、まさに議会がその責任の多くを負うものだと私は考えております。そういう観点から言うと、まだやはりいろいろ議決するにはまだ不十分な過程にあるのではないかなと、こういうふうに思っております。これ協議会のときもいろいろ議論ありましたが、やはりこの計画自体の背景というのは私も当然だと思っております。まあ幼保一体化計画に基づいてということですので、速やかにやるべきだと思っておりますけれども、当然その背景も待機児童とか、あるいは湖岸エリアの湖岸保育園のアスベスト、あるいは天王幼稚園、二田保育園もかなり老朽化してますので、当然、この計画は進めるべきだと私も当然考えております。

1つは、協議会のときも申し上げましたけれども、この津波ハザードマップに色づけされているエリア、まあ恐らく3メートルまでだと思うんですが、ゼロから3メートル、あるいは3メートルから5メートルというエリアに建設しよう。このあたりのその論点がまだしっかりと整備、整理されてないのではないのかなと、これが私の思いです。もっともっと議論が必要なのではないかな、こういうふうに思っております。これはもう簡単です。なぜここに建設しなければならないのかという、多分大きな理由があるはず。当然、自分たちの想定したハザードエリアですので、ここに子どもさん280名の、それもゼロ歳児、1歳児、2歳児、まさに小さいお子さんを預かるわけですので、この危機管理といいますか、安心・安全については、もちろん教育長はじめ市長はじめ教育のプロですので、もうすべて熟知しているはず。にもかかわらずこういう提案が出てくるということは、それ相当のかなり大きな理由があるな、こういうふうに私は思っております。私もこのあたりの県内の状況がどうなのかということ、この前の協議会の後に県内の、まあ全部ではありませんけれども、三種町と八峰町を除く全部の市、海岸線の市を訪問致しました。で、調査してまいりました。能代市、男鹿市、秋田市、由利本荘市、にかほ市、そして山形県の酒田市、ここにお邪魔して、危機管理の

担当者、そしてまた、そのお子さんを預かる教育委員会なり子育て支援課なりにお邪魔して、動向を調査してまいりました。当然のごとく、このすべての6つの自治体においては、建ててるその、今までに、地震の後ですね、東日本大震災の後に建設したという事例は一つもございませんでした。で、由利本荘市は、逆に民間のハザードエリアに設置されている保育園、これを行政の方から働きかけて協議して、3年前に高台に移転したと、こういう事例が一つありました。いろんなその自治体によって状況は違いますが、おおむね、全部でありませぬ、行ってないところもありますので、おおむね秋田県の海岸線の自治体、あるいは山形県の酒田市も含めて、まあハザードエリアにはやはりこういう施設はそぐわないと、こういう印象を持ちました。このあたりはやはり我々の議会でも、もうちょっとしっかり丁寧な議論が必要ではないのかな、こういうふうに思っております。

そしてまた2つ目です、私がまだ議論の少ないのではないかなと思う2つ目は、やはり何と云っても、市民への周知、あるいはその合意形成のプロセスがしっかりなされるかどうか。このことがやはりとても心配です。本当に地域の皆さんが、そのエリアに建てられたそのこども園に本当に自分のお子さんを通わせたいと思うのかどうか、このあたりもやはりしっかりと情報収集しながら議論を進めなければならないのではないかなと、こういうふう思っております。

実は、先日の一般質問で私は驚きました。何を驚いたかという、公共施設総合管理計画個別施設計画についての答弁であります。答弁は、整備方針の明確化が必要だ。で、市民の合意形成を図ることが不可欠だ、こういうふうな答弁がありました。一つは、広報への掲載、ワークショップ、市民アンケート1,000件、30年後を想定した若い世代へのアプローチ、そしてパブリックコメント、この過程を経ながら議会に説明していきたい、こういうふうなお話がありました。ところが今回のこの今整備しようとしてるこの計画、私は昨日の答弁のこの内容に比べてずさんではないかなと思っております。この広報への掲載、ワークショップ、市民アンケート、パブリックコメント、やはり少なくともこういうプロセスを経てこの計画に進むのが、私は妥当ではないかなと思っております。

あともう一つあります。議会基本条例の第8条、議会は、議会審議における論点を整理し、政策の水準を高めるため、市長に対して説明を求めるものとしますというふうな議会基本条例の8条ですけれども、これは1項から7項まであります。1項は、政策を必要とする背景。これをお話しいただいています。2項、提案に至るまでの経緯。このあ

たりもよくつまびらかではありません。当然教育委員会の内容ですので、当然総合教育会議に諮ってると思いますが、その中身、議論、どういうふうな議論があってこういうふうな計画に至ったかという説明も、私たちはいただいておりません。3項、市民参加の実施の有無とその内容。これは当然内容ですので、跡地利用どうするかという内容も含まれます。そのほか、4項、総合計画の整合性、あるいは財源措置、将来に対する効果と費用等々ありますけれども、やはりこういうことをしっかり説明してやりとりして、その議決できるように提案していただくと、こういう内容が必要ではないかなと、そういうふうに思っております。そういう点から言うと、これは私の、まあほかの議員の皆さんどうか知りませんが、私はまだまだ議論が少ないのではないかなと、こういうふうに思っております。

で、質問致しますけれども、教育長なのか市長なのか、その行政当局はこの提案が議決をしてもいいその条件がすべて整っているとお考えでしょうか、そのことをお尋ねしたいと思えます。

○委員長（鈴木斌次郎） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

議決してもいいかどうか、我々としてはその議決を求めるために提案をし、ここに至ってるわけでございます。

それで、今ご質問の趣旨に沿って、まず私の方から少し説明をさせていただければと思っております。

まず、いわゆる津波浸水想定区域にこういったものができるのはということなんです、そもそも、そもそも、この津波浸水想定区域というものを指定するのは何の裏付けかという、法律の裏付けです。これは平成23年にできました津波防災地域づくりに関する法律という法律があります。これは平成23年、忘れもしない東日本大震災が3月に起こり、そしてその当時流行った言葉としては、「想定外」という言葉の中でその被害を語られた。そのときの政権、当時民主党政権ですが、国土交通省においてのまず審議会に諮って、一つのその申し合わせ事項は、災害に上限はない。災害に上限はない。そして、国土交通省自身がその審議会では認めるとおり、今までの防災対応はハード対応に偏り過ぎたのではないかと。ですから、これからはハードとソフト総動員して減災に努めると。つまりこのときの法律のキーワードは、災害には上限はないということと、それから、ハードと特にソフト、いつ津波が起こるかわからない、どこで起こるかわからな

い、だからそのソフトの備えあれば憂いなしと言うとおり、ソフトの対応を評価すべきという趣旨でもってこの法律を制定したものであると聞いております。

そして、この法律の立て付けは、今回この件に関して大きく2つのことが関連がありますので、すみませんがご説明させていただきます。

1つは、津波浸水想定区域は、都道府県が指定するものです。そして、このときに先ほど言った災害には上限はないのだから、今ある、いわゆる研究で、あるいは学識経験者がもちうる知識で最大限の想定をした浸水想定区域を立てるべしということがあって、で、当時は特にあの津波で全国的に日本人は心に傷を負っておりました。で、当時のことを私以上に議員の皆様はお詳しいと思いますが、秋田県は国が示した以上の想定をされて、これは全国ニュースにもなっております。つまり当時よく言われた、津波プレート之三連動、ABC連動というところまで想定した、かなりもう国のこの法のそもそもの趣旨に沿ったものを、津波浸水想定区域として指定したということになります。で、この浸水想定区域は、繰り返しになりますが何のためにつくったかということ、ここには津波が来るかもしれないんですよと、恐れはありますと。ただし、災害に下限はないですから、仮にそのハザードマップと言われるもので白地になったところだってあり得るんだということ。そして、それをまず国民・市民に徹底的に周知しなさいと。そして、先ほど言った必要があればハードの整備をしつつ、何分後には津波が来、どのぐらいの高さまで来るから、どこに逃げればいいのかということ、潟上市のハザードマップによれば25分かかり、そして地域によっては最大10メートルであるとか5メートルであるとか3メートルのこのぐらいに来るんですと、そしてそれを周知して定期的な避難訓練に努めて、そしてある意味、片時も忘れないようにしてくださいねという意図が、この津波浸水想定区域というものにはあります。そして、この法律は、この津波浸水想定区域を定めて、我が市ではハザードマップをつくり、それを避難訓練を実施しやっておりますが、さらに次の構造になっております。それは先ほど中川議員ご指摘で、ご心配いただいでて本当にありがたいと思っておりますが、いわゆる、いわゆる公共の施設等の・・・。

○委員長（鈴木斌次郎） 市長、時間ですので、もう少し簡潔に。

○市長（藤原一成） ああ、わかりました。ただ、これは大切なことだと思いますんで。

○委員長（鈴木斌次郎） 休憩に入りたいと思います。

午前10時32分 休憩

午前10時35分 再開

○委員長（鈴木斌次郎） 委員会を再開します。

市長、答弁をお願いします。

○市長（藤原一成） 大変失礼致しました。それでは、答弁を続けさせていただきます。

とても大事な論点だと思いますので、次のこの、今言ったのは、津波浸水想定区域というのはそういう周知をし、市民に防災意識を常に喚起するという意図がある。そして、この法律の次には、例えば今建てるであろうこども園等の避難に保護を要する方々が利用される建築物に関しての制限というの、この法律の中には書かれてあります。これを指定するのも都道府県であります。で、これがいわゆる津波災害特別警戒区域というものでありまして、秋田県では1カ所も指定はされてございません。で、つまりこういったことで法律上のものの制限はないんですが、ただ、中川委員ご心配のとおり津波が想定される区域でありますので、私どもとしては、例えばこども園であれば2階に行けば完全に、この最大の想定とも言えるようなこの想定でも大丈夫なような高さを確保した避難場所、それでも済まなければ、これから実際設計のプロの方々とお話し合いますが、屋上をつくる。さらには、その建物の構造は、きちんと地震等に耐えられるような構造を我々として万全を期して、その構造の強度を確保する。さらに必要であれば、その土地のかさ上げも検討してございます。で、こういったもろもろの策を通してこの地にあるわけですが、今現在も二田保育園、それから天王幼稚園は津波浸水想定区域にございます。今現状から言うと、二田保育園の子どもは25分以内に天王中学校まで避難しなければならないということになっていて、津波の原則は、海岸線より遠くではなくて、より高くというのが原則です。ご案内のとおり、天王地区は平地で恵まれてはいるんですが、対津波という場合には高さのあるものがありません。そうした場合には、我々は強度を確保し、そしてきちんとした最大の想定にもできるような、まあ建築物を建てて、子どもたちの安全・安心の万全を期したいと思っておりますし、さらにこの法律ではソフトも動員しろということですから、防災教育、それから定期的な避難訓練、これは先生方にも子どもたちにもそういう意識をもっていただきながら、まあ子どもたちの安全・安心を確保して、そして我々今喫緊の課題でもある、今背景等についてはご理解いただいているようです。やはりそれは至急にやらなければいけないというご発言もありました。ありがたい話だと思います。この地に天王こども園を開園させ、で、今ご指摘のような安全・安心については万全の体制で守っていきたいというふうに考えてございま

す。

長くなりました。恐縮でございます。宜しくご理解くださいませ。

○委員長（鈴木斌次郎） ほかに質疑ありませんか。15番小林委員。

○15番（小林 悟） お答えありがとうございました。それから、中川議員もいろんな中身を提示してもらいました。

私は、一つは、いろんなことを話しされても、それは市民の感情、そういうわかり合えると、話をしっかり聞く立場の人にしっかり説明をしないと、それは納得しないと。確かに建物はできます。それに屋上もできるといった話をしました。それが市民の皆さんにもしっかりそれを納得できるような話をしているのかどうか。その辺をしっかりともらわないと、やはり子どもを預ける以上は安心、津波が来ないところがいいに決まってるのが当たり前であります。それを、そこに建てるからには、それぞれなりの説明をしっかりと納得してもらおう、その時間が必要ではないかと。ですから私は、今その時間をもう少しとりながら、私も前、昭和こども園のときもいろいろ説明、もう少し時間とってもらいたいという話をしましたけれども、私はあのときは待機児童解消することによって納得してそれを認めました。しかしながら、今回は私はまだ納得できないところは、まだ必ずしもそれが万全であるかといえば、ものはつくったところから壊れていくと、これはそのとおりであります。ですから、つくったからもう安全というのではなくて、市長もソフトも大事と言いましたので、そのソフトはしっかりとやってもらいますけれども、やはり地域の方々に、これだけやれば大丈夫だと。しかしながらもっと足りないところは市民の皆様がそれをしっかりと中身を確認して、絶対子どもを守るんだという意識をもたせることが大事であります。ですから、今すぐではなくて、やはり早めに市民に説明をしながら、もう少しゆっくりやってもらったらどうかなということをお聞きしたいのでありますが、どうでしょうか。

○委員長（鈴木斌次郎） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 今のご質問にお答え致します。

この件につきまして、私どもとして検討して、まあこれは何も法律論だけではなくて、その整備方針等ですね、これは文科省からも示されておりますし、内閣府からも示されております。で、私どもとしては、そういったものはすべからくクリアしているということがまず1点あります。そして、小林委員ご指摘のとおり、そういったものに対するご理解ですね、そういったものを図っていった方がいい。それはおっしゃるとおりだと

思っています。ただ我々としては、政策、先ほどの質問にもありましたが、緊急性と重要性という仕切りの中でいて、我々が今最大限想定できる、そしてこれが20年後、30年後という言葉もありました、あの津波浸水想定区域を秋田県が想定したときの形からした場合に、今の多分知見によれば、これは災害には上限がないということに身を染みて感じつつも、かなりハードルの高いものをきちんと示しているわけです。それに対応した強度であるとか、あるいはその津波浸水に対する子どもをすぐにその建物内で逃がせるというようなことから考えたときに、私はそこは、まあ今想定の中では大丈夫と。ちなみに、今、二田保育園の子どもたちは、先ほど言ったとおり天王中学校まで25分で行かなくちゃ。天王幼稚園の子どもたちは、25分の中で天王小学校まで避難しなくちゃいけない。さて、湖岸保育園の子どもたちは一体どこに避難するんでございましょうということで、私もそういえばというような形でまあ知ってはいたわけですが、天王小学校に行きます。ということは、あの湖岸地区の広いところで、もし、もしこれがこれがというふうな心配をしていけばですね、津波に向かって避難してくる。さらには、あそこにはアスベストがあってというようなことになってくる。そうした場合に、我々は必ずそれは100%大丈夫ということは言い切れるものではないにしても、現状と比較したり、そして子どもが今置かれてる教育環境のことを考えたり、先ほどから何度も出てくるその待機児童の問題を考えた場合に、それを我々推し量ったときに、どのタイミングでというようなことを検討してまいりました。それが私は今であったということでございまして、今ご指摘のそこあたり、まだまだその昭和こども園のときも含めてまだ足りないじゃないかということは、我々今後また肝に銘じなけりゃいけないことなんですけれども、今回のこのこども園に関して言うと、そういったもろもろのことを考えても、それはいつやるのかといったら私は今ではないのかなというようなことで議員の皆様方にご提案申し上げてるということでございますので、何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（鈴木斌次郎） 15番小林委員。

○15番（小林 悟） そのとおりでありますけれども、やはり私が言いたいのは、幾らいいものをつくっても子どもがいる場所がやはり津波の想定内であるとすれば、どちらかといえばそれは幾らでも少ない方がいいだろうと、こう思うのでありますので、そのことをしっかり市民の方々に知らしめるべきではないかと。それはいろんな情報を使いながらでもいいですけれども、市長がよく言われる「対話と交流」と、そういう中でし

っかり知らしめていってもらいたいと思いますので、再度もう一度お願いします。

○委員長（鈴木斌次郎） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 今おっしゃったことはそのとおりでございますので、我々これ進めながらでもまたご理解を図りながら、親御さん方、保護者の方々、地域の方々の防災意識を高める機会にもしたいというふうにも考えます。それで、その中でしっかりと「対話と交流」を図りながらと言われました。おっしゃるとおりでございますので、そのようなことで我々これを進めさせていただければと思っておりますので、どうぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

○15番（小林 悟） 終わります。

○委員長（鈴木斌次郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木斌次郎） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、それぞれ所管の分科会で詳細審査をお願いします。

【議案第21号 平成31年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について】

○委員長（鈴木斌次郎） 次に、議案第21号、平成31年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）についてを議題とします。

議案第21号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番戸田委員。

○2番（戸田俊樹） 先ほど30年度の補正予算では質問しませんでしたけれども、この31年度の国保の会計で、先般、魁に掲載された我が市の税額が全県25市町村の分出ておりまして、この辺のところでは先ほど部長の方からは説明がありましたけれども、現在の国保税の率が全県で比較して高いのではないかとという一般市民からのお声がだいぶあるわけですね。そのところで今回の予算を組んだと思いますけれども、全県一本化されていくんだということで、その辺の見通しをもう少しこの大綱的にお話ししていただければありがたいと思います。

○委員長（鈴木斌次郎） 伊藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（伊藤 巧） 戸田委員のご質問にお答え致します。

ただいまのご指摘は、巷間では税率が高いのではないかと、そういうお尋ねだったと思いますが、税率としては突出して高い位置には位置してございませんで、まあ中位くらいという現状にあります。で、まあ予算の編成も、国保税に関しましては5月に所得の申告が終わりまして所得がかたまと。そのときに、その好況か不況かによっても非

常に左右される要素が多分にございます。まあ委員ご承知のとおり、全部引き算して、じゃあ国保税が幾らいるのかと、そういう作業でございますので、まあその年々で変動の要素は確かにございます。で、先ほども藤原委員のときに申し上げましたが、まず財政運営の主体がまず県に移管されたと、そういうことで、まあそのなぜ県に移管されたかは、本市はまだいい方で、結局、小規模保険者の救済、これがポイントの一つでございます。で、例えば、名前を申し上げて恐縮ですが隣の井川さんとか八郎潟さんとか、そういう市町村が、旧法の場合、重病の方が出てしまうとすぐ保険としての存在理由がなくなってしまって、赤字になって法定外の繰入れをしなくちゃいけないと、そういう構造的な欠陥を補うものが今回の法改正でございます。ですから、先ほど申し上げました事業費納付金は、国から3種類の計数が示されてまいります。で、秋田県はこれですよというのが12月の末日に、今、一般の医療、介護、後期高齢、この3種類の所得の計数が示されます。それをもとに秋田県の職員が正月も休まないでせっせと仕事をしておるようですが、それが先般我々に示されたらと、そういう構造になっておりますので、従来のまあ重篤な患者さんが出たからすぐ保険が大変だという懸念からは脱却しておると。それが新しい法の趣旨でございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○委員長（鈴木斌次郎） 2番戸田委員。

○2番（戸田俊樹） どうもありがとうございます。それで、この本年度の予算の概要についてこの予算書を見ればわかるわけですけども、税率を引き下げる要素はあるかないかということと、さらに、先ほどそのことについては答弁ありませんでしたけれども、具体的に聞かなかつたんですけども、今後、まあそういうふうな要素と、この繰入れ、一般会計からの繰入れ、まあ4億円近いお金を繰り入れるわけでございまして、そういうふうなところを見ますと、まあ一本化されて税率はそのまま変わらずでいくんだらうと思っておりますけども、これが過去の経緯について、職員の皆さんでこれに携わってきた方なら十分わかると思うけれども、相当高い時期がありました。で、まあ10%を超えて全県でもナンバーワン、ツーであったということがあって、時の首長がこれは高すぎるということで自分で上げておいてどんと下げるというふうな方法をやったものから、今は中くらいにあるんだということですので、経緯をお話ししましたらですよ、まあそんなことで、そういうことをしっかり見極めた上で予算を組んだと思ひますが、もう少しその辺の税率の上げるか下げるか、このままいくのか、県からどういうことを

言われるのかというところの予想もされることがありましたら、なければなくていいですけれども、お願いします。

○委員長（鈴木斌次郎） 伊藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（伊藤 巧） 質問にお答えします。

まあ税率がかなり高いときがあったというお話ですが、それは法改正の前のこととございます。で、旧3町に分けてお話ししますと、私、飯田川で非常に恐縮ですが、飯田川はまずほぼ安定と、当時の話ですが。で、天王さんと昭和さんは特別対策事業を当時行っておりました。そういうまず過去の背景はそこいら辺にございます。まあそれはそれとして、今後ということですが。まあ税率を下げる要素はあるかというお尋ねだと思いますが、まず先ほど申し上げましたように、基金、財調の2億円を今回積み立てるということをお願いしてございます。で、残りがまずおおむね2億円あるわけですが、で、今、被保数が7,000人くらいございます。で、そこで掛け算やら何やらをして歳入のものも見て、まあ下げる検討にはできる仕事ではあると、そういうふうには認識しております。

以上です。

○2番（戸田俊樹） 終わります。

○委員長（鈴木斌次郎） 終わり。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木斌次郎） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生分科会で詳細審査をお願いします。

【議案第22号 平成31年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について】

○委員長（鈴木斌次郎） 次に、議案第22号、平成31年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）についてを議題とします。

議案第22号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木斌次郎） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生分科会で詳細審査をお願いします。

【議案第23号 平成31年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について】

○委員長（鈴木斌次郎） 次に、議案第23号、平成31年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）についてを議題とします。

議案第23号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(鈴木斌次郎) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生分科会で詳細審査をお願いします。

【議案第24号 平成31年度潟上市豊川財産区特別会計予算(案)について】

○委員長(鈴木斌次郎) 次に、議案第24号、平成31年度潟上市豊川財産区特別会計予算(案)についてを議題とします。

議案第24号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(鈴木斌次郎) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設分科会で詳細審査をお願いします。

【議案第25号 平成31年度潟上市下虻川財産区特別会計予算(案)について】

○委員長(鈴木斌次郎) 次に、議案第25号、平成31年度潟上市下虻川財産区特別会計予算(案)についてを議題とします。

議案第25号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(鈴木斌次郎) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教分科会で詳細審査をお願いします。

【議案第26号 平成31年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算(案)について】

○委員長(鈴木斌次郎) 次に、議案第26号、平成31年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算(案)についてを議題とします。

議案第26号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(鈴木斌次郎) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教分科会で詳細審査をお願いします。

【議案第27号 平成31年度潟上市飯塚財産区特別会計予算(案)について】

○委員長(鈴木斌次郎) 次に、議案第27号、平成31年度潟上市飯塚財産区特別会計予算(案)についてを議題とします。

議案第27号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（鈴木斌次郎） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教分科会で詳細審査をお願いします。

【議案第28号 平成31年度潟上市水道事業会計予算（案）について】

○委員長（鈴木斌次郎） 次に、議案第28号、平成31年度潟上市水道事業会計予算（案）についてを議題とします。

議案第28号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木斌次郎） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設分科会で詳細審査をお願いします。

【議案第29号 平成31年度潟上市下水道事業会計予算（案）について】

○委員長（鈴木斌次郎） 次に、議案第29号、平成31年度潟上市下水道事業会計予算（案）についてを議題とします。

議案第29号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木斌次郎） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設分科会で詳細審査をお願いします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

この後、各常任委員会及び予算特別委員会分科会が開催されますが、開始時刻については各委員会において決定くださるようお願い致します。

また、3月12日火曜日、午前10時から本特別委員会を再開しますので、ご参集願います。

どうもご苦労様でした。

午前11時00分 散会

